

2020年4月24日

## 破産手続開始の申立てに関するお知らせ

株式会社ファーストキャビン  
代表取締役 岸田 登

本日、当社及びその子会社4社（株式会社ファーストキャビン開発、株式会社ファーストキャビン京都三条、株式会社ファーストキャビン京都嵐山及び株式会社ファーストキャビン柏の葉）は、東京地方裁判所に破産手続開始の申立てを行いましたのでお知らせいたします。

### 1. 破産手続開始申立ての理由

当社及び各子会社は、昨今の宿泊施設増に伴う競争激化などの要因により事業計画を大きく下回る状況が続き、財務状況が悪化していたことに加え、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から休業しておりました各ホテルの営業再開の見通しが立たず、当面の資金繰りの目処が付かなくなったため、苦渋の決断ではございましたが、東京地方裁判所に破産手続開始の申立てを行うことになりました。

### 2. 申立ての概要

- |           |               |
|-----------|---------------|
| (1) 申立日   | 2020年4月24日    |
| (2) 管轄裁判所 | 東京地方裁判所       |
| (3) 申立代理人 | 佐藤 明夫 弁護士 他7名 |

### 3. 営業を終了する施設

今回の破産手続開始申立てに伴い、以下の当社及び各子会社における直営施設5店舗の営業を終了いたします。

ファーストキャビン築地、ファーストキャビン京橋、ファーストキャビン京都河原町三条、ファーストキャビン京都嵐山、ファーストキャビン柏の葉

なお、当社の合弁会社である株式会社JR西日本ファーストキャビンが運営しておりましたファーストキャビンステーションあべの荘及びファーストキャビンステーション京都梅小路は、4月16日付で発表いたしましたとおり、既に営業を終了しております。

その他のフランチャイズ店舗等につきましては、現在は多くの店舗が新型コロナウイルス

ルス感染拡大防止のため休業中ですが、今後における新型コロナウイルスの収束動向を踏まえ、フランチャイズオーナー等の方々におきまして再開のご判断がございましたら、営業を再開する予定でおりますので、引き続きご愛顧賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上

<本件のお問い合わせ先>

株式会社ファーストキャビン MAIL: [pr@first-cabin.jp](mailto:pr@first-cabin.jp)